

# 傷害見舞金規程

## (適用範囲)

- 第1条 次のような行事で生じた事故による傷害とする。
- (1) 県連主催大会及び支部予選大会。
  - (2) 支部主催大会。
  - (3) 県連が後援する行事に参加中生じた事故については、委員会で特に認めたもの。
- 第2条 事故及び傷害の原因が、故意または刑法・民法等に抵触する理由による場合は、支給しない。
- 第3条 会員が資格を失ったときは支給しない。

## (審査及び支給)

- 第4条 第1条に定める事故が生じた場合は、すみやかに負傷者の所属する支部長は次の手続きを行う。
- (1) 事故報告書(様式-2)を事故発生日より2週間以内に提出する。
  - (2) 完治した場合は、治癒報告書(様式-3)、証明書(様式-4)を1ヶ月以内に提出する。
- 第5条 審査の結果傷害が認定されると見舞金(別表第5)を支給する。
- 第6条 見舞金の受取人は会員とし、会員死亡の場合はその遺族とする。

## (附 則)

1. 本規程に定めのない事項については、委員会にて決定する。
2. 本規程は、昭和58年1月1日より実施する。
3. 昭和59年1月1日一部改正。
4. 昭和63年1月1日一部改正。
5. 平成21年2月7日一部改正。
6. 平成24年2月11日一部改正。

**(別表第5) 傷害見舞金**

傷害見舞金は次の通りとする。

- (1) 死亡の場合 1,000,000 円
- (2) 入院の場合 1日 3,000 円
- (3) 通院の場合 1日 2,000 円

イ. 下記の場合、見舞金支給額を9割とする

① 接骨院にて10日以上に通院

② 病院にて10日以上理学療法を含む通院

- (4) 入院後退院し、引き続き通院した場合は、それぞれの金額の合計を支給する。

- (5) 骨折等にてギブス固定(15日以上)の場合、一律10,000円を加算する。

- (6) 最高支給額は

(2) の場合 180,000 円

(3) " 120,000 円

(3)ーイ. " 108,000 円

(4) " 180,000 円

- (7) 医師の証明書は、共済会指定の用紙を使用し、その手数料は個人負担とする。

また保険会社請求用診断書がある場合、証明書として代用できる。

- (8) 緊急で最寄りの医院において初診治療し、その後傷害者が近隣の医院に転院した場合、初診治療費の領収書を証明書とみなし対処する。また、通院回数が5~10回の場合、その領収書を証明書として代用できる。